

三豊市監査委員告示 第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき工事監査（随時）を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 26 年 6 月 18 日

三豊市監査委員 糸川 昇  
三豊市監査委員 川北 善伴

三 監 第 44 号

平成 26 年 6 月 18 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様  
三豊市議会議長 香 川 努 様

三豊市監査委員 糸 川 昇  
三豊市監査委員 川 北 善 伴

平成 26 年度工事監査（随時）結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告  
および意見を、同条第 9 項および第 10 項により提出します。

平成 26 年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

第1 監査対象工事

No.	所管課	工 事 名	契約金額 (円)	請負業者	工 期
1	港湾水産課	平成 25 年度 家の浦漁港 物揚護岸陸こう改良工事	3,024,000	(有)岩井工業	H25. 12. 4 ~ 26. 2. 21
2	農業振興課	平成 25 年度 林道久保谷 線開設(改築)事業	8,720,250	豊中建設(株)	H25. 10. 24 ~ 26. 2. 20
3	土地改良課	平成 25 年度 松崎東北浦 農道改良工事	6,121,500	(有)蜂照産業	H25. 11. 14 ~ 26. 3. 7
4	土地改良課	平成 25 年度 単独県費補 助土地改良事業 17-10 浦 谷池地区	1,197,000	(有)小畑建設	H26. 1. 9 ~ 26. 3. 28
5	土地改良課	平成 25 年度 財田西用水 (2 工区)改修工事	8,389,500	(株)山本グリーン 建設	H25. 11. 28 ~ 26. 2. 25
6	土地改良課	平成 24 年度 単独県費補 助土地改良事業 17-55 北 村地区農道改良工事	17,430,000	(有)大正土建	H25. 12. 12 ~ 26. 3. 20
7	建設課	平成 24 年度 市道比地長 谷線佐股 2 工区道路改修 工事	18,024,300	(有)大前土木造園	H25. 11. 13 ~ 26. 3. 28
8	建設課	平成 25 年度 長洲川河川 改修工事	40,030,200	大一工業(株)	H25. 9. 12 ~ 26. 3. 31
9	建設課	平成 25 年度 市道古江上 東線道路修繕工事	2,824,500	(有)岩井工業	H25. 9. 9 ~ 25. 10. 28
10	建設課	平成 25 年度 道路照明修 繕工事	1,404,900	協同標識(株)	H26. 3. 4 ~ 26. 3. 31
11	施設管理課	たかせ天然温泉自家用発 電機停止に伴うボイラー 新設工事	8,925,000	大淀ボイラー興 業(株)	H25. 9. 17 ~ 25. 10. 2
12	施設管理課	たくまシーマックス施設 改修工事	95,126,850	富士建設(株)	H25. 12. 12 ~ 26. 3. 31
13	水道局	平成 25 年度 詫間町汐木 送水ポンプ設備更新工事	21,163,800	扶桑建設工業(株) 四国支社	H25. 6. 13 ~ 25. 12. 12

14	水道局	平成25年度 高瀬町消火栓設置工事	2,207,100	(株)ミサキテクノサービス	H25.12.25 ~ 26.2.28
15	水道局	平成25年度 豊中町県道岡本高瀬線水路工事に伴う配水管下越工事	2,016,000	三豊市上下水道工事業協同組合	H25.4.30 ~ 25.5.24
16	水道局	平成25年度 高瀬町市道片上線他1線配水管布設替工事	12,401,550	(有)東豊開発	H25.12.5 ~ 26.3.25

## 第2 監査期間

平成26年4月22日から平成26年4月28日まで

## 第3 監査の方法

平成25年度施工工事中、総務部及び建設経済部の関係所管課並びに水道局を対象に抽出検査を実施した。

施設管理課所管工事から2件、港湾水産課、農業振興課所管工事からそれぞれ1件、土地改良課、建設課及び水道局所管工事から4件ずつ計16件を選出し、これらの工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、繰越明許費設定を除く竣工検査が年度内に確実に終了しているか等を主眼とし、監査対象工事の所管課から、それぞれ該当書類の提出を求めるとともに、説明を聴取した。

また、工事現場においては、施工状況の確認等を行うために関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

## 第4 監査の結果

関係書類については、一部課題を残すもののおおむね整備されており、また、工事現場の施工状況についても設計図書に基づきあらかじめ適正に執行されていたが、その一部について意見すべき事項が認められた。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については、記載を省略しているが、それらにも十分留意して適正な事務の執行に務めていただきたい。

## 【意見】

### <共通>

#### ○完成図書の確認等について

受注者から提出された書類について、工期、工程表、工事日報等整合性のない部分が見受けられたので十分に確認いただきたい。

また、一連の工事発注から竣工までの記録については、「三豊市建設工事監督規程」第6条（記録）に明記されており、後々の重要な書類と考えられる。

ただ、同規程と実態がそぐわないものについては、規程の見直しも含め十分に吟味いただきたい。

#### ○施工確認について

建設工事の検査については、「評価項目別評定点数表」が一部の工事については実施され、施工業者に通知されている。

しかしながら、「三豊市建設工事検査規程」第11条（成績評定）には「評価項目別評定点数表」の記載はない。

同規程の整備を図るとともに全庁的な周知徹底に努め、工事内容の質の向上を目指していただきたい。

### <農業振興課>

#### ○林道台帳の整備について

林道台帳の整備については、旧来のままに近い状態である。

林道保全、維持管理、整備計画等に欠かせないものであることから整備促進を望む。

### <水道局>

#### ○変更契約等について

施工計画時に現場確認、整備内容を十分に把握、認識し、当初設計を作成していれば、やむを得ず変更するにしてもその内容が変わったと思われる事例があった。

今後、施工計画段階での調査、確認等十分に行った上で、慎重に当初設計書を作成し、発注、施工していただきたい。